容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示の一部を改正する告示　新旧対照条文

（新旧対照条文一覧）

○容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示（平成九年通商産業省告示第百五十号）……1

○容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示（平成九年通商産業省告示第百五十号）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（表示の方式） 第一条　［略］ ２　規則第十条第五項の安全上支障がないものとして告示で定める方式は、次の各号に掲げる表示について、それぞれ当該各号に掲げるものとする。 一・二　［略］ 三　規則第十条第一項第二号及び第三号に規定する表示　圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器及び液化天然ガス自動車燃料装置用容器にあっては、規則第十条第一項第二号の表示については次のイからホまでに掲げる方式、同項第三号の表示についてはへに掲げる方式 イ　充塡すべきガスの名称（圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器にあっては「圧縮天然ガス」、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器にあっては「圧縮水素」、液化天然ガス自動車燃料装置用容器にあっては「液化天然ガス」）を明示すること。 ロ　自動車（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二条第二項に規定する自動車をいい、二輪自動車を除く。以下同じ。）又は二輪自動車に用いるものであることを示す文字（「車両専用」）を明示すること。ただし、	（表示の方式） 第一条　［略］ ２　規則第十条第五項の安全上支障がないものとして告示で定める方式は、次の各号に掲げる表示について、それぞれ当該各号に掲げるものとする。 一・二　［略］ 三　規則第十条第一項第二号及び第三号に規定する表示　圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び液化天然ガス自動車燃料装置用容器にあっては、規則第十条第一項第二号の表示については次のイからホまでに掲げる方式、同項第三号の表示についてはへに掲げる方式 イ　充塡すべきガスの名称（圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器にあっては「圧縮天然ガス」、圧縮水素自動車燃料装置用容器及び国際圧縮水素自動車燃料装置用容器にあっては「圧縮水素」、液化天然ガス自動車燃料装置用容器にあっては「液化天然ガス」）を明示すること。 ロ　自動車に用いるものであることを示す文字（「車両専用」）を明示すること。ただし、低充塡サイクル圧縮水素自動車燃料装置用容器及び低充塡サイクル国際圧縮水素自動車燃料装置用容器にあっては、その旨を示す文字（「低充

低充塡サイクル圧縮水素自動車燃料装置用容器及び低充塡サイクル国際圧縮水素自動車燃料装置用容器にあっては、その旨を示す文字（「低充塡サイクル車両専用」）を明示すること。

ハ　自動車又は二輪自動車に装置した容器にあっては、はがれるおそれのない様式第一（国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器にあっては、様式第一の二）に定める容器証票を容器の外面の見やすい箇所へ貼付すること。

ニ　自動車又は二輪自動車に装置した容器にあっては、はがれるおそれのない様式第二（国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器にあっては、様式第二の二）に定める車載容器一覧証票を車両表面の見やすい箇所へ貼付すること。

ホ　自動車又は二輪自動車に装置した容器にあっては、はがれるおそれのない様式第三（低充塡サイクル圧縮水素自動車燃料装置用容器にあっては様式第三の二、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器にあっては様式第三の三、低充塡サイクル国際圧縮水素自動車燃料装置用容器にあっては様式第三の四）に定める車載容器総括証票を燃料充塡口近傍へ貼付すること。

へ　自動車又は二輪自動車に装置した容器（道路運送車両法第五十八条に定める自動車検査証（以下単に「自動車検査証」という。）若しくは道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十三条の二第三項に定める軽自動車届出済証に記載されている所有者又は道路運送車両法第三十三条に定める譲渡証明証に記載されている自動車又は二輪自動車の譲渡人と容器の所有者が同一でない

塡サイクル車両専用」）を明示すること。

ハ　自動車に装置した容器にあっては、はがれるおそれのない様式第一（国際圧縮水素自動車燃料装置用容器にあっては、様式第一の二）に定める容器証票を容器の外面の見やすい箇所へ貼付すること。

ニ　自動車に装置した容器にあっては、はがれるおそれのない様式第二（国際圧縮水素自動車燃料装置用容器にあっては、様式第二の二）に定める車載容器一覧証票を車両表面の見やすい箇所へ貼付すること。

ホ　自動車に装置した容器にあっては、はがれるおそれのない様式第三（低充塡サイクル圧縮水素自動車燃料装置用容器にあっては様式第三の二、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器にあっては様式第三の三、低充塡サイクル国際圧縮水素自動車燃料装置用容器にあっては様式第三の四）に定める車載容器総括証票を燃料充塡口近傍へ貼付すること。

へ　自動車に装置した容器（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第五十八条に定める自動車検査証（以下単に「自動車検査証」という。）に記載されている所有者、道路運送車両法第三十三条に定める譲渡証明証に記載されている自動車の譲渡人と容器の所有者が同一でないものに限る。）及び自動車に装置していない容器（当該容器を譲渡することがあらかじめ明らかな場合における容器の

ものに限る。）及び自動車又は二輪自動車に装置していない容器（当該容器を譲渡することがあらかじめ明らかな場合における容器の自動車又は二輪自動車への装着者が所有するものを除く。）にあっては、容器の外面の見やすい箇所に規則第十条第一項第三号の氏名等（以下「氏名等」という。）を記載した票紙であってはがれるおそれのないものを貼付すること。

（圧縮天然ガス自動車燃料装置用複合容器等の外観検査）

第二十条　圧縮天然ガス自動車燃料装置用複合容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器の外観検査は、次の各号に従って行うものとする。この場合、検査は、容器を自動車又は二輪自動車に装置したままの状態で行うことができるものとする。

一～四　［略］

（圧縮天然ガス自動車燃料装置用複合容器等の漏えい試験）

第二十一条　［略］

２　圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器の漏えい試験（以下この項において単に「試験」という。）は、次の各号に従って行うものとする。この場合、試験は、容器を自動車又は二輪自動車に装置したままの状態で行うことができるものとする。

一～三　［略］

（容器再検査における容器の規格）

自動車への装着者が所有するものを除く。）にあっては、容器の外面の見やすい箇所に規則第十条第一項第三号の氏名等（以下「氏名等」という。）を記載した票紙であってはがれるおそれのないものを貼付すること。

（圧縮天然ガス自動車燃料装置用複合容器等の外観検査）

第二十条　圧縮天然ガス自動車燃料装置用複合容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器の外観検査は、次の各号に従って行うものとする。この場合、検査は、容器を自動車に装置したままの状態で行うことができるものとする。

一～四　［略］

（圧縮天然ガス自動車燃料装置用複合容器等の漏えい試験）

第二十一条　［略］

２　圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器の漏えい試験（以下この項において単に「試験」という。）は、次の各号に従って行うものとする。この場合、試験は、容器を自動車に装置したままの状態で行うことができるものとする。

一～三　［略］

（容器再検査における容器の規格）

第二十二条　［略］

２　規則第二十六条第三項第三号及び同条第四項第四号の告示で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

一～一の三　［略］

一の四　国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器にあっては刻印等において示された容器検査年月又は製造年月から十五年を経過していないこと。

二　自動車又は二輪自動車に装置されている容器にあっては、次に掲げるものとする。

イ　［略］

ロ　容器は、当該容器に貼付されている容器証票に記載された車台番号と異なる車台番号の自動車又は二輪自動車に装置されたことがないものであること。

三　自動車又は二輪自動車に装置されていない容器にあっては、自動車又は二輪自動車に装置されたことがないものであること。

（一般附属品の外観検査）

第二十四条　附属品（圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器に装置されているものを除く。以下「一般附属品」という。）の外観検査は、次の各号に従って行うものとする。

一・二　［略］

（圧縮天然ガス自動車燃料装置用附属品等の外観検査）

第二十二条　［略］

２　規則第二十六条第三項第三号及び第四項第四号の告示で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

一～一の三　［略］

一の四　国際圧縮水素自動車燃料装置用容器にあっては刻印等において示された容器検査年月又は製造年月から十五年を経過していないこと。

二　自動車に装置されている容器にあっては、次に掲げるものとする。

イ　［略］

ロ　容器は、当該容器に貼付されている容器証票に記載された車台番号と異なる車台番号の自動車に装置されたことがないものであること。

三　自動車に装置されていない容器にあっては、自動車に装置されたことがないものであること。

（一般附属品の外観検査）

第二十四条　附属品（圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器に装置されているものを除く。以下「一般附属品」という。）の外観検査は、次の各号に従って行うものとする。

一・二　［略］

（圧縮天然ガス自動車燃料装置用附属品等の外観検査）

第二十七条　圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器に装置されている附属品（以下「圧縮天然ガス自動車燃料装置用附属品」という。）、圧縮水素自動車燃料装置用容器に装置されている附属品（以下「圧縮水素自動車燃料装置用附属品」という。）、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器に装置されている附属品（以下「国際圧縮水素自動車燃料装置用附属品」という。）、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器に装置されている附属品（以下「圧縮水素二輪自動車燃料装置用附属品」という。）及び圧縮水素運送自動車用容器に装置されている附属品（以下「圧縮水素運送自動車用附属品」という。）の外観検査は、目視又は拡大鏡を使用する等の方法により行うものとする。この場合、検査は、附属品を容器に装置したままの状態で行うことができるものとする。

（圧縮天然ガス自動車燃料装置用附属品等の漏えい試験）

第二十八条　［略］

２　圧縮水素自動車燃料装置用附属品、国際圧縮水素自動車燃料装置用附属品、圧縮水素二輪自動車燃料装置用附属品及び圧縮水素運送自動車用附属品の漏えい試験（以下この項において単に「試験」という。）は、次の各号に従って行うものとする。この場合、試験は、附属品を容器に装置したままの状態で行うことができるものとする。

一・二　［略］

（附属品再検査における附属品の規格）

第二十九条　規則第二十九条第一項第四号の附属品の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一　圧縮天然ガス自動車燃料装置用附属品、圧縮水素自動車燃

第二十七条　圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器に装置されている附属品（以下「圧縮天然ガス自動車燃料装置用附属品」という。）、圧縮水素自動車燃料装置用容器に装置されている附属品（以下「圧縮水素自動車燃料装置用附属品」という。）、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器に装置されている附属品（以下「国際圧縮水素自動車燃料装置用附属品」という。）及び圧縮水素運送自動車用容器に装置されている附属品（以下「圧縮水素運送自動車用附属品」という。）の外観検査は、目視又は拡大鏡を使用する等の方法により行うものとする。この場合、検査は、附属品を容器に装置したままの状態で行うことができるものとする。

（圧縮天然ガス自動車燃料装置用附属品等の漏えい試験）

第二十八条　［略］

２　圧縮水素自動車燃料装置用附属品、国際圧縮水素自動車燃料装置用附属品及び圧縮水素運送自動車用附属品の漏えい試験（以下この項において単に「試験」という。）は、次の各号に従って行うものとする。この場合、試験は、附属品を容器に装置したままの状態で行うことができるものとする。

一・二　［略］

（附属品再検査における附属品の規格）

第二十九条　規則第二十九条第一項第四号の附属品の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一　圧縮天然ガス自動車燃料装置用附属品、圧縮水素自動車燃

料装置用附属品、国際圧縮水素自動車燃料装置用附属品、圧縮水素二輪自動車燃料装置用附属品、液化天然ガス自動車燃料装置用附属品及び圧縮水素運送自動車用附属品にあっては、次に掲げるものとする。

イ　自動車又は二輪自動車に貼付されている車載容器一覧証票に記載された容器の記号及び番号並びに附属品の記号及び番号は、当該附属品が現に装置されている容器の記号及び番号並びに附属品の記号及び番号と同一であること。

ロ　圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車容器に装置された附属品は、当該附属品が装置された容器を装置した自動車又は二輪自動車に貼付されている車載容器一覧証票に記載された容器の記号及び番号と異なる容器に装置されたことがないものであること。

二　圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器に装置されていない附属品にあっては、容器に装置されたことがないものであること。

2　［略］

（検査設備の基準）

第三十一条　［略］

2・3　［略］

4　規則第三十三条第七号の告示で定める基準（圧縮天然ガス自

料装置用附属品、国際圧縮水素自動車燃料装置用附属品、液化天然ガス自動車燃料装置用附属品及び圧縮水素運送自動車用附属品にあっては、次に掲げるものとする。

イ　自動車に貼付されている車載容器一覧証票に記載された容器の記号及び番号並びに附属品の記号及び番号は、当該附属品が現に装置されている容器の記号及び番号並びに附属品の記号及び番号と同一であること。

ロ　圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車容器に装置された附属品は、当該附属品が装置された容器を装置した自動車に貼付されている車載容器一覧証票に記載された容器の記号及び番号と異なる容器に装置されたことがないものであること。

二　圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器に装置されていない附属品にあっては、容器に装置されたことがないものであること。

2　［略］

（検査設備の基準）

第三十一条　［略］

2・3　［略］

4　規則第三十三条第七号の告示で定める基準（圧縮天然ガス自

動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器を再検査する検査設備に係るものに限る。）は、次の各号に定めるものとする。

一～三　［略］

四　漏えい試験のための設備は、次に掲げるものとする。

イ　［略］

ロ　最高充塡圧力が三十五メガパスカル以下の圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器にあっては、水素の濃度が〇・一パーセント以下まで検出できるガス検知器又はガス漏えい検知液及び塗布のための器具

ハ　最高充塡圧力が三十五メガパスカルを超える圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器にあっては、水素の濃度が〇・〇三パーセント以下まで検出できるガス検知器

ニ　［略］

5・6　［略］

7　規則第三十三条第七号の告示で定める基準（圧縮天然ガス自動車燃料装置用附属品、圧縮水素自動車燃料装置用附属品、国際圧縮水素自動車燃料装置用附属品、圧縮水素二輪自動車燃料装置用附属品及び圧縮水素運送自動車用附属品を再検査する検査設備に係るものに限る。）は、漏えい試験のための設備について第四項第四号の例による。

8　［略］

動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器を再検査する検査設備に係るものに限る。）は、次の各号に定めるものとする。

一～三　［略］

四　漏えい試験のための設備は、次に掲げるものとする。

イ　［略］

ロ　最高充塡圧力が三十五メガパスカル以下の圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器にあっては、水素の濃度が〇・一パーセント以下まで検出できるガス検知器又はガス漏えい検知液及び塗布のための器具

ハ　最高充塡圧力が三十五メガパスカルを超える圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器にあっては、水素の濃度が〇・〇三パーセント以下まで検出できるガス検知器

ニ　［略］

5・6　［略］

7　規則第三十三条第七号の告示で定める基準（圧縮天然ガス自動車燃料装置用附属品、圧縮水素自動車燃料装置用附属品、国際圧縮水素自動車燃料装置用附属品及び圧縮水素運送自動車用附属品を再検査する検査設備に係るものに限る。）は、漏えい試験のための設備について第四項第四号の例による。

8　［略］

（容器再検査に合格した容器の刻印等）

第三十二条　規則第三十七条第二項第三号の告示に定める証票は、様式第四（低充塡サイクル圧縮水素自動車燃料装置用容器にあっては様式第四の二、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器にあっては様式第四の三、低充塡サイクル国際圧縮水素自動車燃料装置用容器にあっては様式第四の四）に定める容器再検査合格証票とし、これを燃料充塡口近傍へ貼付するものとする。

（附属品再検査に合格した附属品の刻印等）

第三十三条　規則第三十八条第一項ただし書の告示に定める方式は、薄板に刻印したものを取れないように附属品の見やすい箇所に溶接をし、はんだ付けをし、又はろう付けをする方式とする。ただし、圧縮天然ガス自動車燃料装置用附属品、圧縮水素自動車燃料装置用附属品、国際圧縮水素自動車燃料装置用附属品、圧縮水素二輪自動車燃料装置用附属品及び液化天然ガス自動車燃料装置用附属品にあっては前条による容器に係る証票の貼付をもって、圧縮水素運送自動車用附属品にあってはアルミニウム箔に刻印したものを当該附属品が装置されている容器に貼付することをもってこれに代えることができる。

（容器再検査に合格した容器の刻印等）

第三十二条　規則第三十七条第二項第三号の告示に定める証票は、様式第四（低充塡サイクル圧縮水素自動車燃料装置用容器にあっては様式第四の二、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器にあっては様式第四の三、低充塡サイクル国際圧縮水素自動車燃料装置用容器にあっては様式第四の四）に定める容器再検査合格証票とし、これを燃料充塡口近傍へ貼付するものとする。

（附属品再検査に合格した附属品の刻印等）

第三十三条　規則第三十八条第一項ただし書の告示に定める方式は、薄板に刻印したものを取れないように附属品の見やすい箇所に溶接をし、はんだ付けをし、又はろう付けをする方式とする。ただし、圧縮天然ガス自動車燃料装置用附属品、圧縮水素自動車燃料装置用附属品、国際圧縮水素自動車燃料装置用附属品及び液化天然ガス自動車燃料装置用附属品にあっては前条による容器に係る証票の貼付をもって、圧縮水素運送自動車用附属品にあってはアルミニウム箔に刻印したものを当該附属品が装置されている容器に貼付することをもってこれに代えることができる。

備考　表中の［　］の記載は注記である。